

年金のお知らせ

問合せ 武生年金事務所 TEL 23-1124
町民税務課 ☎ 47-8015

国民年金種別変更

国民年金制度では、国内に居住する20歳から60歳までのすべ
ての方に加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は
3種類あり、届出は加入時だけでなく種別が変わったときにも
必要です。

種別変更の届出を忘れると、年金が受け取れないこともあり
ます。手続きには年金手帳を添えて、その都度忘れずに行いま
しょう。

○国民年金の加入種別

第1号被保険者

自営業や農業・林業などの方とその配偶者、20歳以上の学生、
フリーターの方などが対象となり、手続きは役場の国民年金窓
口で行います。

第2号被保険者

会社や官公庁などに勤めている方で厚生年金や共済組合に加
入している方が対象となり、手続きは勤務先が行います。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象となり、
手続きは配偶者の勤務先を通じて行います。

○種別変更のケース

第1号被保険者になるケース

第2号被保険者が退職される場合(第3号被保険者になる場合
は除く)。あわせて、その方に扶養されていた第3号被保険者が
いる場合、その方も第1号被保険者になります。

第2号被保険者になるケース

第1号被保険者または第3号被保険者が就職して厚生年金な
どに加入する場合。

第3号被保険者になるケース

第2号被保険者に扶養される配偶者になる場合。
詳しくはお問い合わせください。

6月は「男女共同参画週間」です。

■問合せ 教育委員会 ☎ 47-3810



県では、国の男女共
同参画週間(6月23日
~29日)に合わせ、6
月を「男女共同参画月
間」とし、県内各市町で
啓発パネル展などさま
ざまな催しを行います。

南越前町男女共同参画啓発パネル展

日時 6月14日(木)~21日(木)
午前8時30分~午後5時30分
場所 南条文化会館



南越前町男女共同参画推進プランを改定!!

条例の制定および平成22年度に実施した意識調査
の結果などを踏まえ、南越前町男女共同参画推進プラン
を改定しました。詳しくは、町のホームページをご
覧ください。

<http://www.town.minamiechizen.fukui.jp/>

募集中!!中学生職場体験の受入れにご協力ください。

「H24キャリア・チャレンジ14(フォーティーン)」

〈南越前町中学生職場体験学習〉

平成20年度から行っている職場体験
学習を、今年も7月30日(月)~8月3
日(金)の連続5日間実施します。

職場体験の受入れにご協力いただけ
る企業・事業所の方は、連絡をお願い
します。

「職場体験の目的」

(1) 地域との密接な連携のもとで、郷土
を大切にする心を育てるとともに、
社会人としての自覚を高めます。

■問合せ

教育委員会 ☎ 47-8005
南越前町教育委員会連絡協議会
TEL 47-8488

(2) 生徒が自らの個性を理解し、将来への
見通しをもって主体的に進路を選択し
よこととする意欲や態度を養います。
(3) 知(知識と教養)・徳(豊かな心)・体
(健やかな体)のバランスのとれた
人間性、すなわち「生きる力」の育
成を図ります。